

公 告

公告第 2 号
令和8年1月30日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 秋吉 裕之

下記のとおり一般競争入札を行います。

1 競争入札に付する事項

グループ	件 名	規格	履行場所	履行期間	入札日時	入札場所
A	(1) 令和8年度北熊本駐屯地で使用する電気(特別高圧) (再生可能エネルギー比率100%)	仕様書のとおり	北熊本駐屯地 (熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号)	令和8年 4月1日(水)0時 ～ 令和9年 3月31日(水)24時	令和8年2月18日(水) 10時30分	陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊入札室
	(2) 令和8年度北熊本駐屯地で使用する電気(特別高圧) (再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年2月18日(水) 10時45分	
	(3) 令和8年度北熊本駐屯地で使用する電気(特別高圧) (再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年2月18日(水) 11時00分	
	(4) 令和8年度北熊本駐屯地で使用する電気(特別高圧) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和8年2月18日(水) 11時15分	
B	(1) 令和8年度北熊本駐屯地第2水源で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率100%)		北熊本駐屯地 第2水源 (熊本県熊本市北区八景水谷2丁目11番)		令和8年2月18日(水) 10時30分	
	(2) 令和8年度北熊本駐屯地第2水源で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年2月18日(水) 10時45分	
	(3) 令和8年度北熊本駐屯地第2水源で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年2月18日(水) 11時00分	
	(4) 令和8年度北熊本駐屯地第2水源で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和8年2月18日(水) 11時15分	
C	(1) 令和8年度大矢野原演習場で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率100%)		大矢野原演習場 (熊本県上益城郡山都町水之田尾)		令和8年2月18日(水) 10時30分	
	(2) 令和8年度大矢野原演習場で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年2月18日(水) 10時45分	
	(3) 令和8年度大矢野原演習場で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年2月18日(水) 11時00分	
	(4) 令和8年度大矢野原演習場で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和8年2月18日(水) 11時15分	
D	(1) 令和8年度黒石原演習場で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率100%)		黒石原演習場 (熊本県合志市豊岡字須屋久保)		令和8年2月18日(水) 10時30分	
	(2) 令和8年度黒石原演習場で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年2月18日(水) 10時45分	
	(3) 令和8年度黒石原演習場で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年2月18日(水) 11時00分	
	(4) 令和8年度黒石原演習場で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和8年2月18日(水) 11時15分	
E	(1) 令和8年度西岳無線中継所で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率100%)		西岳無線中継所 (熊本県山鹿市大字小坂字岩下546-1)		令和8年2月18日(水) 10時30分	
	(2) 令和8年度西岳無線中継所で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年2月18日(水) 10時45分	
	(3) 令和8年度西岳無線中継所で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年2月18日(水) 11時00分	
	(4) 令和8年度西岳無線中継所で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和8年2月18日(水) 11時15分	
F	(1) 令和8年度三の岳無線中継所で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率100%)		三の岳無線中継所 (熊本県熊本市西区河内町三の岳)		令和8年2月18日(水) 10時30分	
	(2) 令和8年度三の岳無線中継所で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率60%以上)				令和8年2月18日(水) 10時45分	
	(3) 令和8年度三の岳無線中継所で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率30%以上)				令和8年2月18日(水) 11時00分	
	(4) 令和8年度三の岳無線中継所で使用する電気(低圧) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和8年2月18日(水) 11時15分	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、AグループはC等級以上、Bグループ～FグループはD級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第3条の1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。（適合証明書を提出すること。）
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省氏名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- (12) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）第8条第1項の勧告を受けていない者。
- (13) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率100%（段階的に60%、30%）とすること。また、その条件を満たす「特定電源割当証明書」を提出できる者であること。

3 事前の提出書類等

- (1) 入札参加希望者の書類提出
入札参加希望者は、2(5)に記載の適合証明書（様式別途配布）及び2(13)特定電源割当計画書を提出すること。
- (2) 提出方法
持参又は郵送（当初、FAX可）
- (3) 提出期限
令和8年2月10日（火）17時00分（FAX送信期限）
令和8年2月13日（金）12時00分（原本提出期限）

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、2月13日（金）までに書面（FAX含む）により入札参加希望者に回答する。

- (1) 2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者がいる場合は「仕様書A（再生可能エネルギー比率100%）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書B（再生可能エネルギー比率60%以上）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書C（再生可能エネルギー比率30%以上）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (4) 第3号の要件を満たせない場合において、2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書D（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

5 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>）、陸上自衛隊北熊本駐屯地

6 契約条項を示す場所等

- (1) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ又は、北熊本駐屯地第392会計隊契約班で閲覧できる。

- (2) 入札関係書類は、北熊本駐屯地第392会計隊契約班で配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。(土日・祝日を除く08:15~17:00)
- (3) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)

7 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会：一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、2月16日(月)までの間で、事前の日時調整により個別対応する。
- (2) 入札実施要領
- ア 各グループ(1)の入札で応札をできる者がいる場合、各グループ(1)の入札を実施する。
この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
- イ 各グループ(1)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは各グループ(1)の入札で応札をできる者がなかった場合、各グループ(2)の入札を実施する。
この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
- ウ 各グループ(2)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは各グループ(2)の入札で応札をできる者がなかった場合、各グループ(3)の入札を実施する。
この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
- エ 各グループ(3)の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは各グループ(3)の入札で応札をできる者がなかった場合、各グループ(4)の入札を実施する。
この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。
- オ 入札において、各グループ(1)の入札案件が落札に至った場合、各グループ(2)~(4)の入札は全て実施しない。
- カ 入札において、各グループ(2)の入札案件が落札に至った場合、各グループ(3)~(4)の入札は全て実施しない。
- キ 入札において、各グループ(3)の入札案件が落札に至った場合、各グループ(4)の入札は実施しない。

8 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

9 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：予定総価(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影又は自署が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書等作成の要否

- (1) 落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。
- (2) 適用する契約条項
- 「物品売買契約条項」
- 「単価契約に関する特約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

12 その他

- (1) 本入札は、感染症等拡大防止に資するため、郵便による入札を推奨する。送信封筒に必ず「(入札日時及び件名) 入札書在中」の記載をし、入札日の前日 17 時までには必着するよう郵送し送付後、第 392 会計隊契約班まで電話連絡すること。
なお、再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。
- (2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。
- (3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX 不可)
- (4) 入札参加業者に市場価格の調査を依頼するので、令和 8 年 2 月 16 日(月) 12 時までに提出すること。(FAX 可)
- (5) 7(2)入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはオ～キ項に該当した入札書に関しては、開封することなく破棄する。
- (6) 入札書に関しては、各グループ(1)～(4)までの入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、各グループ(1)～(4)までの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に(再度入札分)と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。
- (7) 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- (8) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- (9) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者とししない可能性があります。

13 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項
〒861-8064 熊本県熊本市北区八景水谷 2 丁目 17 番 1 号
陸上自衛隊北熊本駐屯地 第 392 会計隊契約班
TEL 096-343-3141 (内線) 3567 FAX 096-344-8807 担当：楠元
- (2) 仕様書に関する事項
〒861-8064 熊本県熊本市北区八景水谷 2 丁目 17 番 1 号
陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊管理科受電所
TEL 096-343-3141 (内線) 3369 FAX 096-344-8807 担当：松下

仕 様 書

1 件 名 令和8年度北熊本駐屯地で使用する電気 (再エネ比率100%)

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
- (2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数

- ア. 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ. 供給電圧 (標準電圧) : 22,000V
- ウ. 計量電圧 (標準電圧) : 22,000V
- エ. 標準周波数 : 60Hz
- オ. 受電方式 : 2回線受電 (常時・予備電源)
- カ. 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア. 契約電力 常時電力 : 2,335kW
予備電源 : 2,335kW

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。また予備電源とは、常時供給設備等の補修・点検または事故により常時電力の供給が困難な場合に、常時供給設備とは異なった変電所設備から電力の供給を受けるものとする。

- イ. 令和8年度予定使用電力量 : 6,984,900kWh
(月別の予定使用電力量等は、別紙第1のとおり)

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照：別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第3を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(4) 契約 (使用) 期間

自 令和 8年 4月 1日 00:00時
至 令和 9年 3月31日 24:00時

(5) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。

- ア. 計量装置 電力需給用複合計器 (通信機能付)
- イ. 自動検針の有無 有
- ウ. 検針方法 遠隔自動検針

- (6) 需給地点
常時電力・予備電源ともに需要場所の構内1号柱において、陸上自衛隊北熊本駐屯地（以下甲という）が設置した区分開閉器の電源側接続点。
- (7) 計量地点
甲の受電所内に甲が設置した受電用真空遮断器の負荷側。
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 太陽光発電設備（3kVA）1台、非常用自家発電設備5台（500kVA×1台・150kVA×1台・45kVA×1台・30kVA×1台・10kVA×1台）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア. 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット、使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

予定使用電力量等内訳

	最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	使用電力量の内訳 (kWh)			力率 (%)
			昼間電力量	夜間電力量	ピーク時間電力量	
8 年 4 月	1,136	403,600	239,300	164,300	——	100
8 年 5 月	1,472	434,200	245,200	189,000	——	100
8 年 6 月	2,128	614,600	398,200	216,400	——	100
8 年 7 月	2,335	853,200	411,800	313,600	127,800	100
8 年 8 月	2,152	835,500	394,600	319,400	121,500	100
8 年 9 月	2,136	793,900	364,100	315,500	114,300	100
8 年 10 月	1,824	508,600	319,200	189,400	——	100
8 年 11 月	1,228	425,700	254,500	171,200	——	100
8 年 12 月	1,600	532,500	329,100	203,400	——	100
9 年 1 月	1,712	551,900	331,400	220,500	——	100
9 年 2 月	1,752	540,600	337,300	203,300	——	100
9 年 3 月	1,312	490,600	306,000	184,600	——	100
合 計	——	6,984,900	3,930,700	2,690,600	363,600	——

夏季 …毎年7月1日から9月30日までの期間をいう。

その他季 …毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいう。

ピーク時間電力量 …夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。ただし日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。

昼間電力量 …毎日、午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。

夜間電力量 …ピーク時間および昼間時間以外の時間で使用する電力量。

※ 使用電力量の内訳は参考までに区分して示したものであり、この内訳に従って入札価格の算定を要求するものではなく、各月の使用電力量のみをもって算定する可とする。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（k w h）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（k w h）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（k w h）			

総計（k w h）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和8年度北熊本駐屯地で使用する電気 (再エネ比率60%)

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
- (2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数

- ア. 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ. 供給電圧 (標準電圧) : 22,000V
- ウ. 計量電圧 (標準電圧) : 22,000V
- エ. 標準周波数 : 60Hz
- オ. 受電方式 : 2回線受電 (常時・予備電源)
- カ. 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア. 契約電力 常時電力 : 2,335kW
予備電源 : 2,335kW

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。また予備電源とは、常時供給設備等の補修・点検または事故により常時電力の供給が困難な場合に、常時供給設備とは異なった変電所設備から電力の供給を受けるものとする。

- イ. 令和8年度予定使用電力量 : 6,984,900kWh
(月別の予定使用電力量等は、別紙第1のとおり)

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率60%とすること。

参照：別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第3を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(4) 契約 (使用) 期間

自 令和 8年 4月 1日 00:00時
至 令和 9年 3月31日 24:00時

(5) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。

- ア. 計量装置 電力需給用複合計器 (通信機能付)
- イ. 自動検針の有無 有
- ウ. 検針方法 遠隔自動検針

- (6) 需給地点
常時電力・予備電源ともに需要場所の構内1号柱において、陸上自衛隊北熊本駐屯地（以下甲という）が設置した区分開閉器の電源側接続点。
- (7) 計量地点
甲の受電所内に甲が設置した受電用真空遮断器の負荷側。
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 太陽光発電設備（3kVA）1台、非常用自家発電設備5台（500kVA×1台・150kVA×1台・45kVA×1台・30kVA×1台・10kVA×1台）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア. 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット、使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

予定使用電力量等内訳

	最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	使用電力量の内訳 (kWh)			力率 (%)
			昼間電力量	夜間電力量	ピーク時間電力量	
8 年 4 月	1,136	403,600	239,300	164,300	———	100
8 年 5 月	1,472	434,200	245,200	189,000	———	100
8 年 6 月	2,128	614,600	398,200	216,400	———	100
8 年 7 月	2,335	853,200	411,800	313,600	127,800	100
8 年 8 月	2,152	835,500	394,600	319,400	121,500	100
8 年 9 月	2,136	793,900	364,100	315,500	114,300	100
8 年 10 月	1,824	508,600	319,200	189,400	———	100
8 年 11 月	1,228	425,700	254,500	171,200	———	100
8 年 12 月	1,600	532,500	329,100	203,400	———	100
9 年 1 月	1,712	551,900	331,400	220,500	———	100
9 年 2 月	1,752	540,600	337,300	203,300	———	100
9 年 3 月	1,312	490,600	306,000	184,600	———	100
合 計	———	6,984,900	3,930,700	2,690,600	363,600	———

夏季 …毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいう。

その他季 …毎年 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの期間をいう。

ピーク時間電力量 …夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間で使用する電力量。ただし日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。

昼間電力量 …毎日、午前 8 時から午後 10 時までの時間で使用する電力量。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間で使用する電力量を除く。

夜間電力量 …ピーク時間および昼間時間以外の時間で使用する電力量。

※ 使用電力量の内訳は参考までに区分して示したものであり、この内訳に従って入札価格の算定を要求するものではなく、各月の使用電力量のみをもって算定するも可とする。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（k w h）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（k w h）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（k w h）			

総計（k w h）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和8年度北熊本駐屯地で使用する電気 (再エネ比率30%)

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
- (2) 業種及び用途 官公署(国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数

- ア. 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ. 供給電圧(標準電圧) : 22,000V
- ウ. 計量電圧(標準電圧) : 22,000V
- エ. 標準周波数 : 60Hz
- オ. 受電方式 : 2回線受電(常時・予備電源)
- カ. 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア. 契約電力 常時電力 : 2,335kW
予備電源 : 2,335kW

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。また予備電源とは、常時供給設備等の補修・点検または事故により常時電力の供給が困難な場合に、常時供給設備とは異なった変電所設備から電力の供給を受けるものとする。

- イ. 令和8年度予定使用電力量 : 6,984,900kWh
(月別の予定使用電力量等は、別紙第1のとおり)

(3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること。

参照: 別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第3を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(4) 契約(使用)期間

自 令和 8年 4月 1日 00:00時
至 令和 9年 3月31日 24:00時

(5) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社(以下乙という)が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の24:00時に検針を行うものとする。

- ア. 計量装置 電力需給用複合計器(通信機能付)
- イ. 自動検針の有無 有
- ウ. 検針方法 遠隔自動検針

- (6) 需給地点
常時電力・予備電源ともに需要場所の構内1号柱において、陸上自衛隊北熊本駐屯地（以下甲という）が設置した区分開閉器の電源側接続点。
- (7) 計量地点
甲の受電所内に甲が設置した受電用真空遮断器の負荷側。
- (8) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (9) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 太陽光発電設備（3kVA）1台、非常用自家発電設備5台（500kVA×1台・150kVA×1台・45kVA×1台・30kVA×1台・10kVA×1台）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア. 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット、使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

予定使用電力量等内訳

	最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	使用電力量の内訳 (kWh)			力率 (%)
			昼間電力量	夜間電力量	ピーク時間電力量	
8 年 4 月	1,136	403,600	239,300	164,300	——	100
8 年 5 月	1,472	434,200	245,200	189,000	——	100
8 年 6 月	2,128	614,600	398,200	216,400	——	100
8 年 7 月	2,335	853,200	411,800	313,600	127,800	100
8 年 8 月	2,152	835,500	394,600	319,400	121,500	100
8 年 9 月	2,136	793,900	364,100	315,500	114,300	100
8 年 10 月	1,824	508,600	319,200	189,400	——	100
8 年 11 月	1,228	425,700	254,500	171,200	——	100
8 年 12 月	1,600	532,500	329,100	203,400	——	100
9 年 1 月	1,712	551,900	331,400	220,500	——	100
9 年 2 月	1,752	540,600	337,300	203,300	——	100
9 年 3 月	1,312	490,600	306,000	184,600	——	100
合 計	——	6,984,900	3,930,700	2,690,600	363,600	——

夏季 …毎年7月1日から9月30日までの期間をいう。

その他季 …毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいう。

ピーク時間電力量 …夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。ただし日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。

昼間電力量 …毎日、午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。

夜間電力量 …ピーク時間および昼間時間以外の時間で使用する電力量。

※ 使用電力量の内訳は参考までに区分して示したものであり、この内訳に従って入札価格の算定を要求するものではなく、各月の使用電力量のみをもって算定するも可とする。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度北熊本駐屯地で使用する電気 (再エネ比率 0 %)

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地
熊本県熊本市北区八景水谷 2 丁目 1 7 番 1 号
- (2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、周波数

- ア. 供給電気方式 : 交流 3 相 3 線式
- イ. 供給電圧 (標準電圧) : 22, 000 V
- ウ. 計量電圧 (標準電圧) : 22, 000 V
- エ. 標準周波数 : 60 Hz
- オ. 受電方式 : 2 回線受電 (常時・予備電源)
- カ. 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア. 契約電力 常時電力 : 2, 335 kW
予備電源 : 2, 335 kW

契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。また予備電源とは、常時供給設備等の補修・点検または事故により常時電力の供給が困難な場合に、常時供給設備とは異なった変電所設備から電力の供給を受けるものとする。

- イ. 令和 7 年度予定使用電力量 : 6, 984, 900 kWh
(月別の予定使用電力量等は、別紙第 1 のとおり)

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、毎月末日の 24 : 00 時に検針を行うものとする。

- ア. 計量装置 電力需給用複合計器 (通信機能付)
- イ. 自動検針の有無 有
- ウ. 検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

常時電力・予備電源ともに需要場所の構内 1 号柱において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した区分開閉器の電源側接続点。

(6) 計量地点

甲の受電所内に甲が設置した受電用真空遮断器の負荷側。

- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (2) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100%を保持する予定。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (4) 太陽光発電設備（3kVA）1台、非常用自家発電設備5台（500kVA×1台・150kVA×1台・45kVA×1台・30kVA×1台・10kVA×1台）を有している。
- (5) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州電力株式会社が定める標準供給条件によるものとする。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア. 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット、使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ. 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 本仕様書に定めない事項については、協議のうえ決定するものとする。

予定使用電力量等内訳

	最大需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	使用電力量の内訳 (kWh)			力率 (%)
			昼間電力量	夜間電力量	ピーク時間電力量	
8 年 4 月	1,136	403,600	239,300	164,300	——	100
8 年 5 月	1,472	434,200	245,200	189,000	——	100
8 年 6 月	2,128	614,600	398,200	216,400	——	100
8 年 7 月	2,335	853,200	411,800	313,600	127,800	100
8 年 8 月	2,152	835,500	394,600	319,400	121,500	100
8 年 9 月	2,136	793,900	364,100	315,500	114,300	100
8 年 10 月	1,824	508,600	319,200	189,400	——	100
8 年 11 月	1,228	425,700	254,500	171,200	——	100
8 年 12 月	1,600	532,500	329,100	203,400	——	100
9 年 1 月	1,712	551,900	331,400	220,500	——	100
9 年 2 月	1,752	540,600	337,300	203,300	——	100
9 年 3 月	1,312	490,600	306,000	184,600	——	100
合 計	——	6,984,900	3,930,700	2,690,600	363,600	——

夏季 …毎年7月1日から9月30日までの期間をいう。

その他季 …毎年10月1日から翌年6月30日までの期間をいう。

ピーク時間電力量 …夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量。ただし日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間で使用する電力量を除く。

昼間電力量 …毎日、午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間で使用する電力量を除く。

夜間電力量 …ピーク時間および昼間時間以外の時間で使用する電力量。

※ 使用電力量の内訳は参考までに区分して示したものであり、この内訳に従って入札価格の算定を要求するものではなく、各月の使用電力量のみをもって算定する可とする。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度北熊本駐屯地第 2 水源で使用する電気
(再エネ比率 1 0 0 %)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 第 2 水源
熊本県熊本市北区八景水谷 2 丁目 1 1 番

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 1 0 0 % とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 0 : 0 0 時
至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

北熊本駐屯地第 2 水源 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	ポンプ室	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	33kW
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	5, 300
令和 8 年 5 月分	4, 900
令和 8 年 6 月分	5, 500
令和 8 年 7 月分	5, 900
令和 8 年 8 月分	4, 900
令和 8 年 9 月分	5, 700
令和 8 年 10 月分	5, 200
令和 8 年 11 月分	4, 700
令和 8 年 12 月分	4, 700
令和 9 年 1 月分	4, 000
令和 9 年 2 月分	5, 300
令和 9 年 3 月分	5, 300
合 計	61, 400

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和8年度北熊本駐屯地第2水源で使用する電気
(再エネ比率60%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 第2水源
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目11番

(2) 業種及び用途 官公署(国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第1参照。

契約種別及び契約電力(または電流または容量、以下同じ)とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定(または算出)される契約の名称(または値)をいう。別紙第1においては参考までに九州電力株式会社(以下丙という)の特定小売供給約款または受給契約条件(以下約款等という)における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率60%とすること。

参照:別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第3を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約(使用)期間

自 令和 8年 4月 1日 00:00時
至 令和 9年 3月31日 24:00時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社(以下乙という)が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地(以下甲という)が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

北熊本駐屯地第 2 水源 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	ポンプ室	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	33kW
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	5, 300
令和 8 年 5 月分	4, 900
令和 8 年 6 月分	5, 500
令和 8 年 7 月分	5, 900
令和 8 年 8 月分	4, 900
令和 8 年 9 月分	5, 700
令和 8 年 10 月分	5, 200
令和 8 年 11 月分	4, 700
令和 8 年 12 月分	4, 700
令和 9 年 1 月分	4, 000
令和 9 年 2 月分	5, 300
令和 9 年 3 月分	5, 300
合 計	61, 400

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（k w h）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（k w h）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（k w h）			

総計（k w h）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度北熊本駐屯地第 2 水源で使用する電気
(再エネ比率 3 0 %)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 第 2 水源
熊本県熊本市北区八景水谷 2 丁目 1 1 番

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 3 0 % とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 0 : 0 0 時
至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

北熊本駐屯地第 2 水源 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	ポンプ室	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	33kW
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	5, 300
令和 8 年 5 月分	4, 900
令和 8 年 6 月分	5, 500
令和 8 年 7 月分	5, 900
令和 8 年 8 月分	4, 900
令和 8 年 9 月分	5, 700
令和 8 年 10 月分	5, 200
令和 8 年 11 月分	4, 700
令和 8 年 12 月分	4, 700
令和 9 年 1 月分	4, 000
令和 9 年 2 月分	5, 300
令和 9 年 3 月分	5, 300
合 計	61, 400

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度北熊本駐屯地第 2 水源で使用する電気
(再エネ比率 0 %)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 第 2 水源
熊本県熊本市北区八景水谷 2 丁目 1 1 番

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(3) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(4) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

(5) 計量地点

需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 毎月検針終了後 1 週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (2) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (4) 発電設備は有していない。
- (5) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は 1 キロワット（または 1 アンペアまたは 1 キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

北熊本駐屯地第 2 水源 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	ポンプ室	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	33kW
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	5, 300
令和 8 年 5 月分	4, 900
令和 8 年 6 月分	5, 500
令和 8 年 7 月分	5, 900
令和 8 年 8 月分	4, 900
令和 8 年 9 月分	5, 700
令和 8 年 10 月分	5, 200
令和 8 年 11 月分	4, 700
令和 8 年 12 月分	4, 700
令和 9 年 1 月分	4, 000
令和 9 年 2 月分	5, 300
令和 9 年 3 月分	5, 300
合 計	61, 400

仕 様 書

1 件 名 令和8年度大矢野原演習場で使用する電気
(再エネ比率100%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 大矢野原演習場
熊本県上益城郡山都町水之田尾ほか

(2) 業種及び用途 官公署(国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第1参照。

契約種別及び契約電力(または電流または容量、以下同じ)とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定(または算出)される契約の名称(または値)をいう。別紙第1においては参考までに九州電力株式会社(以下丙という)の特定小売供給約款または受給契約条件(以下約款等という)における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照: 別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第3を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約(使用)期間

自 令和 8年 4月 1日 00:00時
至 令和 9年 3月31日 24:00時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社(以下乙という)が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア 計量装置 普通電力量計
イ 検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地(以下甲という)が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

大矢野原演習場 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	廠舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	11kW
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	85%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	3, 600
令和 8 年 5 月分	5, 700
令和 8 年 6 月分	5, 400
令和 8 年 7 月分	6, 200
令和 8 年 8 月分	6, 500
令和 8 年 9 月分	6, 600
令和 8 年10月分	5, 200
令和 8 年11月分	5, 200
令和 8 年12月分	5, 400
令和 9 年 1 月分	6, 400
令和 9 年 2 月分	5, 500
令和 9 年 3 月分	7, 000
合 計	68, 700

使用場所名	廠舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C			予定契約電力	45kVA
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	4, 700
令和 8 年 5 月分	6, 200
令和 8 年 6 月分	5, 900
令和 8 年 7 月分	6, 900
令和 8 年 8 月分	5, 000
令和 8 年 9 月分	6, 300
令和 8 年10月分	3, 100
令和 8 年11月分	5, 200
令和 8 年12月分	10, 800
令和 9 年 1 月分	20, 400
令和 9 年 2 月分	17, 400
令和 9 年 3 月分	14, 400
合 計	106, 300

使用場所名	野外トイレ	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 B		予定契約電力	30A	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	130
令和 8 年 5 月分	110
令和 8 年 6 月分	80
令和 8 年 7 月分	90
令和 8 年 8 月分	100
令和 8 年 9 月分	90
令和 8 年 10 月分	90
令和 8 年 11 月分	200
令和 8 年 12 月分	170
令和 9 年 1 月分	160
令和 9 年 2 月分	170
令和 9 年 3 月分	110
合 計	1, 500

使用場所名	浄化槽	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	5kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	1, 100
令和 8 年 5 月分	1, 500
令和 8 年 6 月分	1, 400
令和 8 年 7 月分	1, 500
令和 8 年 8 月分	1, 500
令和 8 年 9 月分	1, 500
令和 8 年 10 月分	1, 300
令和 8 年 11 月分	1, 400
令和 8 年 12 月分	1, 400
令和 9 年 1 月分	1, 600
令和 9 年 2 月分	1, 400
令和 9 年 3 月分	1, 600
合 計	17, 200

使用場所名	射撃場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	8kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	160
令和 8 年 5 月分	140
令和 8 年 6 月分	120
令和 8 年 7 月分	150
令和 8 年 8 月分	150
令和 8 年 9 月分	130
令和 8 年 10 月分	90
令和 8 年 11 月分	100
令和 8 年 12 月分	200
令和 9 年 1 月分	560
令和 9 年 2 月分	580
令和 9 年 3 月分	660
合 計	3, 040

使用場所名	射撃場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	13kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	260
令和 8 年 5 月分	400
令和 8 年 6 月分	320
令和 8 年 7 月分	310
令和 8 年 8 月分	280
令和 8 年 9 月分	280
令和 8 年 10 月分	160
令和 8 年 11 月分	280
令和 8 年 12 月分	330
令和 9 年 1 月分	780
令和 9 年 2 月分	1, 090
令和 9 年 3 月分	1, 260
合 計	5, 750

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度大矢野原演習場で使用する電気
(再エネ比率 60%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 大矢野原演習場
熊本県上益城郡山都町水之田尾ほか

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 60% とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

大矢野原演習場 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	廠舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	11kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	85%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	3, 600
令和 8 年 5 月分	5, 700
令和 8 年 6 月分	5, 400
令和 8 年 7 月分	6, 200
令和 8 年 8 月分	6, 500
令和 8 年 9 月分	6, 600
令和 8 年10月分	5, 200
令和 8 年11月分	5, 200
令和 8 年12月分	5, 400
令和 9 年 1 月分	6, 400
令和 9 年 2 月分	5, 500
令和 9 年 3 月分	7, 000
合 計	68, 700

使用場所名	廠舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	45kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	4, 700
令和 8 年 5 月分	6, 200
令和 8 年 6 月分	5, 900
令和 8 年 7 月分	6, 900
令和 8 年 8 月分	5, 000
令和 8 年 9 月分	6, 300
令和 8 年10月分	3, 100
令和 8 年11月分	5, 200
令和 8 年12月分	10, 800
令和 9 年 1 月分	20, 400
令和 9 年 2 月分	17, 400
令和 9 年 3 月分	14, 400
合 計	106, 300

使用場所名	野外トイレ	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 B		予定契約電力	30A	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	———	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	130
令和 8 年 5 月分	110
令和 8 年 6 月分	80
令和 8 年 7 月分	90
令和 8 年 8 月分	100
令和 8 年 9 月分	90
令和 8 年 10 月分	90
令和 8 年 11 月分	200
令和 8 年 12 月分	170
令和 9 年 1 月分	160
令和 9 年 2 月分	170
令和 9 年 3 月分	110
合 計	1, 500

使用場所名	浄化槽	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	5kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	1, 100
令和 8 年 5 月分	1, 500
令和 8 年 6 月分	1, 400
令和 8 年 7 月分	1, 500
令和 8 年 8 月分	1, 500
令和 8 年 9 月分	1, 500
令和 8 年 10 月分	1, 300
令和 8 年 11 月分	1, 400
令和 8 年 12 月分	1, 400
令和 9 年 1 月分	1, 600
令和 9 年 2 月分	1, 400
令和 9 年 3 月分	1, 600
合 計	17, 200

使用場所名	射撃場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	8kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	160
令和 8 年 5 月分	140
令和 8 年 6 月分	120
令和 8 年 7 月分	150
令和 8 年 8 月分	150
令和 8 年 9 月分	130
令和 8 年10月分	90
令和 8 年11月分	100
令和 8 年12月分	200
令和 9 年 1 月分	560
令和 9 年 2 月分	580
令和 9 年 3 月分	660
合 計	3, 040

使用場所名	射撃場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	13kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	260
令和 8 年 5 月分	400
令和 8 年 6 月分	320
令和 8 年 7 月分	310
令和 8 年 8 月分	280
令和 8 年 9 月分	280
令和 8 年10月分	160
令和 8 年11月分	280
令和 8 年12月分	330
令和 9 年 1 月分	780
令和 9 年 2 月分	1, 090
令和 9 年 3 月分	1, 260
合 計	5, 750

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度大矢野原演習場で使用する電気
(再エネ比率 30%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 大矢野原演習場
熊本県上益城郡山都町水之田尾ほか

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 30% とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00:00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24:00 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

大矢野原演習場 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	廠舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	11kW
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	85%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	3, 600
令和 8 年 5 月分	5, 700
令和 8 年 6 月分	5, 400
令和 8 年 7 月分	6, 200
令和 8 年 8 月分	6, 500
令和 8 年 9 月分	6, 600
令和 8 年10月分	5, 200
令和 8 年11月分	5, 200
令和 8 年12月分	5, 400
令和 9 年 1 月分	6, 400
令和 9 年 2 月分	5, 500
令和 9 年 3 月分	7, 000
合 計	68, 700

使用場所名	廠舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C			予定契約電力	45kVA
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	4, 700
令和 8 年 5 月分	6, 200
令和 8 年 6 月分	5, 900
令和 8 年 7 月分	6, 900
令和 8 年 8 月分	5, 000
令和 8 年 9 月分	6, 300
令和 8 年10月分	3, 100
令和 8 年11月分	5, 200
令和 8 年12月分	10, 800
令和 9 年 1 月分	20, 400
令和 9 年 2 月分	17, 400
令和 9 年 3 月分	14, 400
合 計	106, 300

使用場所名	野外トイレ	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 B		予定契約電力	30A	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	130
令和 8 年 5 月分	110
令和 8 年 6 月分	80
令和 8 年 7 月分	90
令和 8 年 8 月分	100
令和 8 年 9 月分	90
令和 8 年 10 月分	90
令和 8 年 11 月分	200
令和 8 年 12 月分	170
令和 9 年 1 月分	160
令和 9 年 2 月分	170
令和 9 年 3 月分	110
合 計	1, 500

使用場所名	浄化槽	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	5kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	1, 100
令和 8 年 5 月分	1, 500
令和 8 年 6 月分	1, 400
令和 8 年 7 月分	1, 500
令和 8 年 8 月分	1, 500
令和 8 年 9 月分	1, 500
令和 8 年 10 月分	1, 300
令和 8 年 11 月分	1, 400
令和 8 年 12 月分	1, 400
令和 9 年 1 月分	1, 600
令和 9 年 2 月分	1, 400
令和 9 年 3 月分	1, 600
合 計	17, 200

使用場所名	射撃場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	8kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	160
令和 8 年 5 月分	140
令和 8 年 6 月分	120
令和 8 年 7 月分	150
令和 8 年 8 月分	150
令和 8 年 9 月分	130
令和 8 年 10 月分	90
令和 8 年 11 月分	100
令和 8 年 12 月分	200
令和 9 年 1 月分	560
令和 9 年 2 月分	580
令和 9 年 3 月分	660
合 計	3, 040

使用場所名	射撃場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	13kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	260
令和 8 年 5 月分	400
令和 8 年 6 月分	320
令和 8 年 7 月分	310
令和 8 年 8 月分	280
令和 8 年 9 月分	280
令和 8 年 10 月分	160
令和 8 年 11 月分	280
令和 8 年 12 月分	330
令和 9 年 1 月分	780
令和 9 年 2 月分	1, 090
令和 9 年 3 月分	1, 260
合 計	5, 750

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端） (KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度大矢野原演習場で使用する電気
(再エネ比率 0 %)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 大矢野原演習場
熊本県上益城郡山都町水之田尾ほか

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(3) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(4) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

(5) 計量地点

需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 毎月検針終了後 1 週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (2) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (4) 発電設備は有していない。
- (5) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は 1 キロワット（または 1 アンペアまたは 1 キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

大矢野原演習場 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	廠舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	11kW
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	85%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	3, 600
令和 8 年 5 月分	5, 700
令和 8 年 6 月分	5, 400
令和 8 年 7 月分	6, 200
令和 8 年 8 月分	6, 500
令和 8 年 9 月分	6, 600
令和 8 年10月分	5, 200
令和 8 年11月分	5, 200
令和 8 年12月分	5, 400
令和 9 年 1 月分	6, 400
令和 9 年 2 月分	5, 500
令和 9 年 3 月分	7, 000
合 計	68, 700

使用場所名	廠舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C			予定契約電力	45kVA
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	4, 700
令和 8 年 5 月分	6, 200
令和 8 年 6 月分	5, 900
令和 8 年 7 月分	6, 900
令和 8 年 8 月分	5, 000
令和 8 年 9 月分	6, 300
令和 8 年10月分	3, 100
令和 8 年11月分	5, 200
令和 8 年12月分	10, 800
令和 9 年 1 月分	20, 400
令和 9 年 2 月分	17, 400
令和 9 年 3 月分	14, 400
合 計	106, 300

使用場所名	野外トイレ	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 B		予定契約電力	30A	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	130
令和 8 年 5 月分	110
令和 8 年 6 月分	80
令和 8 年 7 月分	90
令和 8 年 8 月分	100
令和 8 年 9 月分	90
令和 8 年 10 月分	90
令和 8 年 11 月分	200
令和 8 年 12 月分	170
令和 9 年 1 月分	160
令和 9 年 2 月分	170
令和 9 年 3 月分	110
合 計	1, 500

使用場所名	浄化槽	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	5kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	1, 100
令和 8 年 5 月分	1, 500
令和 8 年 6 月分	1, 400
令和 8 年 7 月分	1, 500
令和 8 年 8 月分	1, 500
令和 8 年 9 月分	1, 500
令和 8 年 10 月分	1, 300
令和 8 年 11 月分	1, 400
令和 8 年 12 月分	1, 400
令和 9 年 1 月分	1, 600
令和 9 年 2 月分	1, 400
令和 9 年 3 月分	1, 600
合 計	17, 200

使用場所名	射撃場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	8kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	160
令和 8 年 5 月分	140
令和 8 年 6 月分	120
令和 8 年 7 月分	150
令和 8 年 8 月分	150
令和 8 年 9 月分	130
令和 8 年10月分	90
令和 8 年11月分	100
令和 8 年12月分	200
令和 9 年 1 月分	560
令和 9 年 2 月分	580
令和 9 年 3 月分	660
合 計	3, 040

使用場所名	射撃場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	13kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	260
令和 8 年 5 月分	400
令和 8 年 6 月分	320
令和 8 年 7 月分	310
令和 8 年 8 月分	280
令和 8 年 9 月分	280
令和 8 年10月分	160
令和 8 年11月分	280
令和 8 年12月分	330
令和 9 年 1 月分	780
令和 9 年 2 月分	1, 090
令和 9 年 3 月分	1, 260
合 計	5, 750

仕 様 書

1 件 名 令和8年度黒石原演習場で使用する電気
(再エネ比率100%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 黒石原演習場
熊本県合志市豊岡字須屋久保ほか

(2) 業種及び用途 官公署(国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第1参照。

契約種別及び契約電力(または電流または容量、以下同じ)とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定(または算出)される契約の名称(または値)をいう。別紙第1においては参考までに九州電力株式会社(以下丙という)の特定小売供給約款または受給契約条件(以下約款等という)における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照: 別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第3を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約(使用)期間

自 令和 8年 4月 1日 00:00時
至 令和 9年 3月31日 24:00時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社(以下乙という)が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア 計量装置 普通電力量計
イ 検針方法 遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地(以下甲という)が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

黒石原演習場 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	自動車教習所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	23kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定総使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	600
令和 8 年 5 月分	500
令和 8 年 6 月分	1, 900
令和 8 年 7 月分	6, 300
令和 8 年 8 月分	7, 000
令和 8 年 9 月分	6, 200
令和 8 年10月分	2, 800
令和 8 年11月分	800
令和 8 年12月分	5, 400
令和 9 年 1 月分	8, 900
令和 9 年 2 月分	8, 600
令和 9 年 3 月分	6, 300
合 計	55, 300

使用場所名	自動車教習所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	30kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	2, 200
令和 8 年 5 月分	2, 700
令和 8 年 6 月分	3, 300
令和 8 年 7 月分	4, 600
令和 8 年 8 月分	4, 100
令和 8 年 9 月分	4, 400
令和 8 年10月分	3, 600
令和 8 年11月分	2, 700
令和 8 年12月分	4, 700
令和 9 年 1 月分	6, 500
令和 9 年 2 月分	5, 500
令和 9 年 3 月分	5, 400
合 計	49, 700

使用場所名	野外トイレ	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 B		予定契約電力	30A	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	———	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	30
令和 8 年 5 月分	100
令和 8 年 6 月分	110
令和 8 年 7 月分	100
令和 8 年 8 月分	140
令和 8 年 9 月分	140
令和 8 年 10 月分	100
令和 8 年 11 月分	110
令和 8 年 12 月分	90
令和 9 年 1 月分	100
令和 9 年 2 月分	80
令和 9 年 3 月分	140
合 計	1, 240

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和6年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度黒石原演習場で使用する電気
(再エネ比率 6 0 %)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 黒石原演習場
熊本県合志市豊岡字須屋久保ほか

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 6 0 % とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 0 : 0 0 時
至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

黒石原演習場 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	自動車教習所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	23kW
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定総使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	600
令和 8 年 5 月分	500
令和 8 年 6 月分	1, 900
令和 8 年 7 月分	6, 300
令和 8 年 8 月分	7, 000
令和 8 年 9 月分	6, 200
令和 8 年10月分	2, 800
令和 8 年11月分	800
令和 8 年12月分	5, 400
令和 9 年 1 月分	8, 900
令和 9 年 2 月分	8, 600
令和 9 年 3 月分	6, 300
合 計	55, 300

使用場所名	自動車教習所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C			予定契約電力	30kVA
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	2, 200
令和 8 年 5 月分	2, 700
令和 8 年 6 月分	3, 300
令和 8 年 7 月分	4, 600
令和 8 年 8 月分	4, 100
令和 8 年 9 月分	4, 400
令和 8 年10月分	3, 600
令和 8 年11月分	2, 700
令和 8 年12月分	4, 700
令和 9 年 1 月分	6, 500
令和 9 年 2 月分	5, 500
令和 9 年 3 月分	5, 400
合 計	49, 700

使用場所名	野外トイレ	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 B		予定契約電力	30A	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	———	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	30
令和 8 年 5 月分	100
令和 8 年 6 月分	110
令和 8 年 7 月分	100
令和 8 年 8 月分	140
令和 8 年 9 月分	140
令和 8 年 10 月分	100
令和 8 年 11 月分	110
令和 8 年 12 月分	90
令和 9 年 1 月分	100
令和 9 年 2 月分	80
令和 9 年 3 月分	140
合 計	1, 240

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和6年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度黒石原演習場で使用する電気
(再エネ比率 30%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 黒石原演習場
熊本県合志市豊岡字須屋久保ほか

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 30% とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 発電設備は有していない。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

黒石原演習場 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	自動車教習所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	23kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定総使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	600
令和 8 年 5 月分	500
令和 8 年 6 月分	1, 900
令和 8 年 7 月分	6, 300
令和 8 年 8 月分	7, 000
令和 8 年 9 月分	6, 200
令和 8 年10月分	2, 800
令和 8 年11月分	800
令和 8 年12月分	5, 400
令和 9 年 1 月分	8, 900
令和 9 年 2 月分	8, 600
令和 9 年 3 月分	6, 300
合 計	55, 300

使用場所名	自動車教習所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	30kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	2, 200
令和 8 年 5 月分	2, 700
令和 8 年 6 月分	3, 300
令和 8 年 7 月分	4, 600
令和 8 年 8 月分	4, 100
令和 8 年 9 月分	4, 400
令和 8 年10月分	3, 600
令和 8 年11月分	2, 700
令和 8 年12月分	4, 700
令和 9 年 1 月分	6, 500
令和 9 年 2 月分	5, 500
令和 9 年 3 月分	5, 400
合 計	49, 700

使用場所名	野外トイレ	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 B		予定契約電力	30A	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	———	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	30
令和 8 年 5 月分	100
令和 8 年 6 月分	110
令和 8 年 7 月分	100
令和 8 年 8 月分	140
令和 8 年 9 月分	140
令和 8 年 10 月分	100
令和 8 年 11 月分	110
令和 8 年 12 月分	90
令和 9 年 1 月分	100
令和 9 年 2 月分	80
令和 9 年 3 月分	140
合 計	1, 240

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kw

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再生エネルギー比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和6年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和6年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和6年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式) $\text{令和6年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{①+②+③+④+⑤}{⑥} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度黒石原演習場で使用する電気
(再エネ比率 0 %)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 黒石原演習場
熊本県合志市豊岡字須屋久保ほか

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(3) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(4) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

(5) 計量地点

需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 毎月検針終了後 1 週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (2) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (4) 発電設備は有していない。
- (5) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は 1 キロワット（または 1 アンペアまたは 1 キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

黒石原演習場 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	自動車教習所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力			予定契約電力	23kW
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定総使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	600
令和 8 年 5 月分	500
令和 8 年 6 月分	1, 900
令和 8 年 7 月分	6, 300
令和 8 年 8 月分	7, 000
令和 8 年 9 月分	6, 200
令和 8 年10月分	2, 800
令和 8 年11月分	800
令和 8 年12月分	5, 400
令和 9 年 1 月分	8, 900
令和 9 年 2 月分	8, 600
令和 9 年 3 月分	6, 300
合 計	55, 300

使用場所名	自動車教習所	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C			予定契約電力	30kVA
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	2, 200
令和 8 年 5 月分	2, 700
令和 8 年 6 月分	3, 300
令和 8 年 7 月分	4, 600
令和 8 年 8 月分	4, 100
令和 8 年 9 月分	4, 400
令和 8 年10月分	3, 600
令和 8 年11月分	2, 700
令和 8 年12月分	4, 700
令和 9 年 1 月分	6, 500
令和 9 年 2 月分	5, 500
令和 9 年 3 月分	5, 400
合 計	49, 700

使用場所名	野外トイレ	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 B		予定契約電力	30A	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	———	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	30
令和 8 年 5 月分	100
令和 8 年 6 月分	110
令和 8 年 7 月分	100
令和 8 年 8 月分	140
令和 8 年 9 月分	140
令和 8 年 10 月分	100
令和 8 年 11 月分	110
令和 8 年 12 月分	90
令和 9 年 1 月分	100
令和 9 年 2 月分	80
令和 9 年 3 月分	140
合 計	1, 240

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度西岳無線中継所で使用する電気
(再エネ比率 100%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 西岳無線中継所
熊本県山鹿市大字小坂字岩下 5 4 6 - 1

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 100% とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 非常用自家発電設備1台（60kVA）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

西岳無線中継所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	22kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	2, 200
令和 8 年 5 月分	2, 300
令和 8 年 6 月分	2, 600
令和 8 年 7 月分	2, 700
令和 8 年 8 月分	3, 000
令和 8 年 9 月分	3, 200
令和 8 年10月分	2, 700
令和 8 年11月分	2, 300
令和 8 年12月分	2, 400
令和 9 年 1 月分	2, 000
令和 9 年 2 月分	2, 000
令和 9 年 3 月分	2, 100
合 計	29, 500

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	14kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	680
令和 8 年 5 月分	720
令和 8 年 6 月分	830
令和 8 年 7 月分	850
令和 8 年 8 月分	740
令和 8 年 9 月分	720
令和 8 年10月分	640
令和 8 年11月分	680
令和 8 年12月分	750
令和 9 年 1 月分	630
令和 9 年 2 月分	660
令和 9 年 3 月分	650
合 計	8, 550

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（k w h）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（k w h）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（k w h）			

総計（k w h）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度西岳無線中継所で使用する電気
(再エネ比率 60%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 西岳無線中継所
熊本県山鹿市大字小坂字岩下 5 4 6 - 1

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 60% とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 非常用自家発電設備1台（60kVA）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

西岳無線中継所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	22kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	2, 200
令和 8 年 5 月分	2, 300
令和 8 年 6 月分	2, 600
令和 8 年 7 月分	2, 700
令和 8 年 8 月分	3, 000
令和 8 年 9 月分	3, 200
令和 8 年10月分	2, 700
令和 8 年11月分	2, 300
令和 8 年12月分	2, 400
令和 9 年 1 月分	2, 000
令和 9 年 2 月分	2, 000
令和 9 年 3 月分	2, 100
合 計	29, 500

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	14kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	680
令和 8 年 5 月分	720
令和 8 年 6 月分	830
令和 8 年 7 月分	850
令和 8 年 8 月分	740
令和 8 年 9 月分	720
令和 8 年10月分	640
令和 8 年11月分	680
令和 8 年12月分	750
令和 9 年 1 月分	630
令和 9 年 2 月分	660
令和 9 年 3 月分	650
合 計	8, 550

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度西岳無線中継所で使用する電気
(再エネ比率 30%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 西岳無線中継所
熊本県山鹿市大字小坂字岩下 5 4 6 - 1

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 30% とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 非常用自家発電設備1台（60kVA）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

西岳無線中継所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	22kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	2, 200
令和 8 年 5 月分	2, 300
令和 8 年 6 月分	2, 600
令和 8 年 7 月分	2, 700
令和 8 年 8 月分	3, 000
令和 8 年 9 月分	3, 200
令和 8 年10月分	2, 700
令和 8 年11月分	2, 300
令和 8 年12月分	2, 400
令和 9 年 1 月分	2, 000
令和 9 年 2 月分	2, 000
令和 9 年 3 月分	2, 100
合 計	29, 500

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	14kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	680
令和 8 年 5 月分	720
令和 8 年 6 月分	830
令和 8 年 7 月分	850
令和 8 年 8 月分	740
令和 8 年 9 月分	720
令和 8 年10月分	640
令和 8 年11月分	680
令和 8 年12月分	750
令和 9 年 1 月分	630
令和 9 年 2 月分	660
令和 9 年 3 月分	650
合 計	8, 550

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（k w h）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（k w h）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（k w h）			

総計（k w h）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度西岳無線中継所で使用する電気
(再エネ比率 0 %)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 西岳無線中継所
熊本県山鹿市大字小坂字岩下 5 4 6 - 1

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 0 0 : 0 0 時
至 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 : 0 0 時

(3) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(4) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

(5) 計量地点

需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 毎月検針終了後 1 週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (2) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (4) 非常用自家発電設備 1 台（60kVA）を有している。
- (5) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

西岳無線中継所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	22kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	2, 200
令和 8 年 5 月分	2, 300
令和 8 年 6 月分	2, 600
令和 8 年 7 月分	2, 700
令和 8 年 8 月分	3, 000
令和 8 年 9 月分	3, 200
令和 8 年10月分	2, 700
令和 8 年11月分	2, 300
令和 8 年12月分	2, 400
令和 9 年 1 月分	2, 000
令和 9 年 2 月分	2, 000
令和 9 年 3 月分	2, 100
合 計	29, 500

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	14kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	680
令和 8 年 5 月分	720
令和 8 年 6 月分	830
令和 8 年 7 月分	850
令和 8 年 8 月分	740
令和 8 年 9 月分	720
令和 8 年10月分	640
令和 8 年11月分	680
令和 8 年12月分	750
令和 9 年 1 月分	630
令和 9 年 2 月分	660
令和 9 年 3 月分	650
合 計	8, 550

仕 様 書

1 件 名 令和8年度三の岳無線中継所で使用する電気
(再エネ比率100%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 三の岳無線中継所
熊本県熊本市西区河内町三の岳

(2) 業種及び用途 官公署(国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第1参照。

契約種別及び契約電力(または電流または容量、以下同じ)とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定(または算出)される契約の名称(または値)をいう。別紙第1においては参考までに九州電力株式会社(以下丙という)の特定小売供給約款または受給契約条件(以下約款等という)における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照: 別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第3を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約(使用)期間

自 令和 8年 4月 1日 00:00時
至 令和 9年 3月31日 24:00時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社(以下乙という)が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地(以下甲という)が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 非常用自家発電設備1台（75kVA）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

三の岳無線中継所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	44kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	4, 500
令和 8 年 5 月分	4, 600
令和 8 年 6 月分	4, 700
令和 8 年 7 月分	5, 200
令和 8 年 8 月分	5, 400
令和 8 年 9 月分	5, 100
令和 8 年10月分	4, 600
令和 8 年11月分	4, 200
令和 8 年12月分	4, 300
令和 9 年 1 月分	3, 500
令和 9 年 2 月分	3, 500
令和 9 年 3 月分	4, 000
合 計	53, 600

使用場所名	訓練場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	8kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	10
令和 8 年 5 月分	10
令和 8 年 6 月分	10
令和 8 年 7 月分	10
令和 8 年 8 月分	10
令和 8 年 9 月分	10
令和 8 年10月分	10
令和 8 年11月分	10
令和 8 年12月分	10
令和 9 年 1 月分	10
令和 9 年 2 月分	10
令和 9 年 3 月分	10
合 計	120

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度三の岳無線中継所で使用する電気
(再エネ比率 60%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 三の岳無線中継所
熊本県熊本市西区河内町三の岳

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 60% とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 非常用自家発電設備1台（75kVA）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

三の岳無線中継所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	44kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	4, 500
令和 8 年 5 月分	4, 600
令和 8 年 6 月分	4, 700
令和 8 年 7 月分	5, 200
令和 8 年 8 月分	5, 400
令和 8 年 9 月分	5, 100
令和 8 年10月分	4, 600
令和 8 年11月分	4, 200
令和 8 年12月分	4, 300
令和 9 年 1 月分	3, 500
令和 9 年 2 月分	3, 500
令和 9 年 3 月分	4, 000
合 計	53, 600

使用場所名	訓練場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	8kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	10
令和 8 年 5 月分	10
令和 8 年 6 月分	10
令和 8 年 7 月分	10
令和 8 年 8 月分	10
令和 8 年 9 月分	10
令和 8 年10月分	10
令和 8 年11月分	10
令和 8 年12月分	10
令和 9 年 1 月分	10
令和 9 年 2 月分	10
令和 9 年 3 月分	10
合 計	120

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度三の岳無線中継所で使用する電気
(再エネ比率 30%)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 三の岳無線中継所
熊本県熊本市西区河内町三の岳

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 30% とすること。

参照：別紙第 2 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <https://www.there100.org/technical-guidance>

また、供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第 3 を参照のうえ半期ごとに書面で提出すること。

(3) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(4) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(5) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

- (6) 計量地点
需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第4に掲げる条件を満たすこと。
- (2) 毎月検針終了後1週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (3) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (5) 非常用自家発電設備1台（75kVA）を有している。
- (6) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (7) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (8) 入札価格その他の計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

三の岳無線中継所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	44kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	4, 500
令和 8 年 5 月分	4, 600
令和 8 年 6 月分	4, 700
令和 8 年 7 月分	5, 200
令和 8 年 8 月分	5, 400
令和 8 年 9 月分	5, 100
令和 8 年10月分	4, 600
令和 8 年11月分	4, 200
令和 8 年12月分	4, 300
令和 9 年 1 月分	3, 500
令和 9 年 2 月分	3, 500
令和 9 年 3 月分	4, 000
合 計	53, 600

使用場所名	訓練場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	8kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	10
令和 8 年 5 月分	10
令和 8 年 6 月分	10
令和 8 年 7 月分	10
令和 8 年 8 月分	10
令和 8 年 9 月分	10
令和 8 年10月分	10
令和 8 年11月分	10
令和 8 年12月分	10
令和 9 年 1 月分	10
令和 9 年 2 月分	10
令和 9 年 3 月分	10
合 計	120

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

提出様式例

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇年〇月〇日

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下のとおり●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 k w

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	累積
再エネ由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
再エネ比率 (%)【A／B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kwh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計（kwh）	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計（kwh）			

総計（kwh）

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	10.00%以上	20
	5.00%以上 10.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、付紙第1「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和6年4月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙第2「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 6 年度の調整後二酸化炭素排出係数
②令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 6 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 6 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス

②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和6年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh)) ② 令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和6年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥令和6年度の供給電力量(需要端(kwh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和6年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。 ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューの設定
-----------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 〇〇 〇〇 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和6年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 1を満たし、かつ2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書

1 件 名 令和 8 年度三の岳無線中継所で使用する電気
(再エネ比率 0 %)

2 概 要

(1) 需要場所 陸上自衛隊 北熊本駐屯地 三の岳無線中継所
熊本県熊本市西区河内町三の岳

(2) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

3 仕 様

(1) 電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等

仕様のうち電気方式、契約種別及び契約電力、予定使用電力量等は別紙第 1 参照。

契約種別及び契約電力 (または電流または容量、以下同じ) とは、供給する電気事業者の供給約款等により電気方式或使用形態ごとに決定 (または算出) される契約の名称 (または値) をいう。別紙第 1 においては参考までに九州電力株式会社 (以下丙という) の特定小売供給約款または受給契約条件 (以下約款等という) における契約種別、及び契約電力等を表示している。

(2) 契約 (使用) 期間

自 令和 8 年 4 月 1 日 00 : 00 時
至 令和 9 年 3 月 31 日 24 : 00 時

(3) 使用電力量の計量

使用した電力量の計量は、九州電力送配電株式会社 (以下乙という) が設置した計量装置の読みによるものとし、乙が設定する検針区域に応じて定めた検針の基準となる日に、毎月検針を行うものとする。

ア	計量装置	普通電力量計
イ	検針方法	遠隔自動検針

(4) 需給地点

需要場所の建物屋側等において、陸上自衛隊北熊本駐屯地 (以下甲という) が設置した電源引込口の電源側接続点。

(5) 計量地点

需給地点の負荷側であって、甲が設置した引込開閉器の電源側。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は乙が所有する装置とする。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

4 その他

- (1) 毎月検針終了後 1 週間以内に、「検針結果と前月の使用電力量等の内訳」及び「電気料金の計算書」を甲に送付すること。
- (2) 力率は、丙の約款等により算出される値。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (4) 非常用自家発電設備 1 台（75kVA）を有している。
- (5) 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金については、丙が定める約款等によるものとする。
- (6) 入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (7) 入札価格その他を計算する場合の単位、及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は1キロワット（または1アンペアまたは1キロボルトアンペア）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

三の岳無線中継所 電気方式・契約電力・予定使用電力量等一覧表

使用場所名	局舎	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	低圧電力		予定契約電力	44kW	
供給電気方式	3 相 3 線式	供給電圧	200V	計量電圧	200V
力 率	90%	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	4,500
令和 8 年 5 月分	4,600
令和 8 年 6 月分	4,700
令和 8 年 7 月分	5,200
令和 8 年 8 月分	5,400
令和 8 年 9 月分	5,100
令和 8 年 10 月分	4,600
令和 8 年 11 月分	4,200
令和 8 年 12 月分	4,300
令和 9 年 1 月分	3,500
令和 9 年 2 月分	3,500
令和 9 年 3 月分	4,000
合 計	53,600

使用場所名	訓練場	受電方式	1 回線受電	標準周波数	60Hz
契約種別	従量電灯 C		予定契約電力	8kVA	
供給電気方式	単相 3 線式	供給電圧	200/100V	計量電圧	200/100V
力 率	——	遠隔自動検針の有無	有	蓄熱式負荷設備の有無	無

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和 8 年 4 月分	10
令和 8 年 5 月分	10
令和 8 年 6 月分	10
令和 8 年 7 月分	10
令和 8 年 8 月分	10
令和 8 年 9 月分	10
令和 8 年 10 月分	10
令和 8 年 11 月分	10
令和 8 年 12 月分	10
令和 9 年 1 月分	10
令和 9 年 2 月分	10
令和 9 年 3 月分	10
合 計	120

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第 392 会計隊長 秋吉 裕之 殿

グループ区分： A

件 名：令和 8 年度北熊本駐屯地で使用する電気（特別高圧）
（再生可能エネルギー比率 1 0 0 %）

入 札 金 額：¥

入札金額内訳：付紙第 1 内訳書のとおり

当社は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 8 年 2 月 1 8 日

（入札者）住 所
会社名
代表者
担当者名
連絡先

※ 1 総価及び毎月ごとの入札金額の内訳が明確であり、入札書の内容を具備していれば別様の様式の使用を可とする。

※ 2 担当者名及び連絡先を記入することにより押印を省略することができる。

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第 392 会計隊長 秋吉 裕之 殿

グループ区分： A

件 名：令和 8 年度北熊本駐屯地で使用する電気（特別高圧）
（再生可能エネルギー比率 6 0 % 以上）

入 札 金 額：¥

入札金額内訳：付紙第 1 内訳書のとおり

当社は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 8 年 2 月 1 8 日

（入札者）住 所
会社名
代表者
担当者名
連絡先

※ 1 総価及び毎月ごとの入札金額の内訳が明確であり、入札書の内容を具備していれば別様の様式の使用を可とする。

※ 2 担当者名及び連絡先を記入することにより押印を省略することができる。

入 札 書

分任契約担当官

陸上自衛隊北熊本駐屯地

第 392 会計隊長 秋吉 裕之 殿

グループ区分： A

件 名：令和 8 年度北熊本駐屯地で使用する電気（特別高圧）
（再生可能エネルギー比率 3 0 % 以上）

入 札 金 額：¥

入札金額内訳：付紙第 1 内訳書のとおり

当社は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 8 年 2 月 1 8 日

（入札者）住 所
会社名
代表者
担当者名
連絡先

※ 1 総価及び毎月ごとの入札金額の内訳が明確であり、入札書の内容を具備していれば別様の様式の使用を可とする。

※ 2 担当者名及び連絡先を記入することにより押印を省略することができる。

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第 392 会計隊長 秋吉 裕之 殿

グループ区分： A

件 名：令和 8 年度北熊本駐屯地で使用する電気（特別高圧）
（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）

入 札 金 額：¥

入札金額内訳：付紙第 1 内訳書のとおり

当社は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 8 年 2 月 1 8 日

（入札者）住 所
会社名
代表者
担当者名
連絡先

※ 1 総価及び毎月ごとの入札金額の内訳が明確であり、入札書の内容を具備していれば別様の様式の使用を可とする。

※ 2 担当者名及び連絡先を記入することにより押印を省略することができる。